

乙第32号証の1

保有開始の年月日	[Redacted]
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none">1 取り扱う権限を有する者の範囲 子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置業務を担当する職員2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察独自のマイクロ回線を用いること3 取り扱うことができる場所 生活安全企画課の執務室4 保存すべき場所 <p>[Redacted]</p> <ol style="list-style-type: none">5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により確実に廃棄すること。

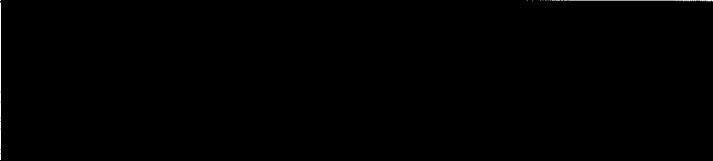
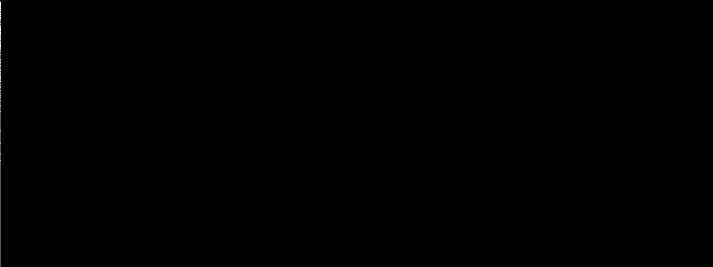
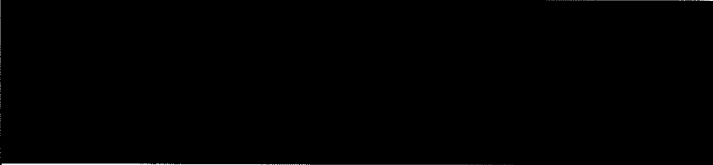
乙第32号証の2

記録される個人情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 子供安全対策係の担当職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察独自のマイクロ回線を用いること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 子供安全対策係に設置された端末装置</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、裁断等復元できない方法により確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の3

記録される個人情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
保有開始の年月日	[Redacted]
保存場所	[Redacted]
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等(脅威事犯)の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる活動を担当する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察独自のマイクロ回線を用いること。 3 取り扱うことができる場所 生活安全企画課の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 アクセス記録、照会記録及びファイル出力した資料の適正管理を徹底すること。

乙第32号証の4

<p>記録される個人情報の経常的提供先</p>	<p>警視庁及び道府県警察本部</p>
<p>保有開始の年月日</p>	
<p>保存場所</p>	
<p>備考</p>	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置に向けた措置業務を担当する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察独自のマイクロ回線を用いること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 生活安全企画課の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p>  <p>5 その他 アクセス記録、照会記録及びファイル出力した資料の適正管理を徹底すること。</p>

乙第32号証の5

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	企画・分析係
利用の目的	
記録される項目	1 氏名、2 本籍、3 住居、4 生年月日、5 性別、6 学職等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察における登録
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 アクセス権を有する警察職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 少年課の執務室（システム端末設置場所） 4 保存すべき場所 — 5 その他 20歳に達した少年のデータについては、自動削除を行う。

乙第32号証の6

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	企画・分析係
利用の目的	
記録される項目	1 氏名、2 本籍、3 住居、4 生年月日、5 性別、6 学職等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察における登録
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 アクセス権を有する警察職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 少年課の執務室（システム端末設置場所） 4 保存すべき場所 — 5 その他 20歳に達した少年のデータについては、自動削除を行う。

乙第32号証の7

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	福祉犯係
利用の目的	
記録される項目	1 氏名、2 本籍、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 職業等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 福祉犯係の警察職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報共有システム（P-WAN）を利用すること 3 取り扱うことができる場所 少年課内及び児童ポルノ対策官室の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin: 5px 0;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 死亡による個人データについては、削除を行う。

乙第32号証の8

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係 の名称	福祉犯係
利用の目的	
記録される項目	1 氏名、2 本籍、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 職業等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 福祉犯係の警察職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報共有システム（P-WAN）を利用すること 3 取り扱うことができる場所 児童ポルノ対策官室執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により 確実に廃棄すること 死亡による個人データについては、削除を行う

乙第32号証の9

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	福祉犯係
利用の目的	
記録される項目	1 氏名、2 本籍、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 職業等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 福祉犯係の警察職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報共有システム（P-WAN）を利用すること 3 取り扱うことができる場所 少年課内及び児童ポルノ対策官室の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 死亡による個人データについては、削除を行う。 ② 警察情報セキュリティポリシー上の情報の分類は、機密性【高】、完全性【高】、可用性【高】とし、情報の取扱いに当たっては、同ポリシーを遵守すること。

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	生活安全局生活経済対策管理官付経済第二係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察による登録
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 運用責任者が指定する利用者 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報セキュリティ対策基準に従い運用する 3 取り扱うことができる場所 警察庁生活安全局生活経済対策管理官において使用するた めに設置した端末装置 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 情報を廃棄する場合には、裁断、データの消去その他の方 法により当該情報を復元できないように措置する

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	生活安全局生活経済対策管理官付経済第二係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察による登録
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 運用責任者が指定する利用者 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報セキュリティ対策基準に従い運用する 3 取り扱うことができる場所 警察庁生活安全局生活経済対策管理官において使用するた めに設置した端末装置 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 情報を廃棄する場合には、裁断、データの消去その他の方 法により当該情報を復元できないように措置する

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察による登録
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 運用責任者が指定する利用者 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報セキュリティ対策基準に従い運用する 3 取り扱うことができる場所 警察庁生活安全局生活経済対策管理官において使用するた めに設置した端末装置 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 情報を廃棄する場合には、裁断、データの消去その他の方 法により当該情報を復元できないように措置する

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	警察庁生活経済対策管理官付経済第二係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察による登録
記録される個人情報の経常的提供先	
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 運用責任者が指定する利用者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 警察情報セキュリティ対策基準に従い運用する</p> <p>3 取り扱うことができる場所 警察庁WANシステムの各端末</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 情報を廃棄する場合には、裁断、データの消去その他の方法により当該情報を復元できないように措置する</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	指導係
利用の目的	犯罪捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	管区警察局及び都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 記録媒体 電磁的記録</p> <p>2 関連通達 「指名手配業務支援プログラムによる指名手配業務実施要領の制定について」(平成17年2月18日付け警察庁丁刑企発第71号、丁情管発第85号、丁通発第25号)</p>

別記様式

名称																			
利用に供される事務をつかさどる係の名称	指導係																		
利用の目的	犯罪捜査その他公共の安全と秩序の維持																		
記録される項目	<table border="0"> <tr> <td>1 手配番号</td> <td>2 手配年月日</td> </tr> <tr> <td>3 手配罪名</td> <td>4 手配種別</td> </tr> <tr> <td>5 手配警察署</td> <td>6 出生地</td> </tr> <tr> <td>7 本(国)籍</td> <td>8 住所</td> </tr> <tr> <td>9 職業</td> <td>10 氏名</td> </tr> <tr> <td>11 生年月日</td> <td>12 性別</td> </tr> <tr> <td>13 身体特徴</td> <td>14 身長</td> </tr> <tr> <td>15 犯歴(登録)番号</td> <td>16 異名</td> </tr> <tr> <td>17 記事</td> <td></td> </tr> </table>	1 手配番号	2 手配年月日	3 手配罪名	4 手配種別	5 手配警察署	6 出生地	7 本(国)籍	8 住所	9 職業	10 氏名	11 生年月日	12 性別	13 身体特徴	14 身長	15 犯歴(登録)番号	16 異名	17 記事	
1 手配番号	2 手配年月日																		
3 手配罪名	4 手配種別																		
5 手配警察署	6 出生地																		
7 本(国)籍	8 住所																		
9 職業	10 氏名																		
11 生年月日	12 性別																		
13 身体特徴	14 身長																		
15 犯歴(登録)番号	16 異名																		
17 記事																			
本人として記録される個人の範囲																			
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告																		
記録される個人情報の経常的提供先	管区警察局及び都道府県警察																		
保有開始の年月日																			
保存場所																			
備考	<p>1 記録媒体 電磁的記録</p> <p>2 関連通達 「指名手配ファイルの取扱いについて」(平成20年6月19日付け警察庁丙刑企発第31号)</p>																		

別記様式

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	盗犯係
利 用 の 目 的	
記 録 さ れ る 項 目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第一課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第一課執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却・裁断等の復元ができない方法により確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の17

別記様式

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	盗犯係
利 用 の 目 的	
記 録 さ れ る 項 目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第一課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第一課執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却・裁断等の復元ができない方法により確実に廃棄すること</p>

別記様式

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	盗犯係
利 用 の 目 的	
記 録 さ れ る 項 目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第一課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第一課執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却・裁断等の復元ができない方法により確実に廃棄すること</p>

別記様式

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	盗犯係
利 用 の 目 的	
記 録 さ れ る 項 目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報収集法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第一課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第一課執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却・裁断等の復元ができない方法により確実に廃棄すること</p>

別記様式

名 称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	盗犯係
利 用 の 目 的	
記 録 さ れ る 項 目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保 有 開 始 の 年 月 日	
保 存 場 所	
備 考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第一課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第一課執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却・裁断等の復元ができない方法により確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の21

	道府県警察本部（方面本部を含む。）の知能犯罪担当課
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第二課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第二課の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 [redacted]にデータ保存し、不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除する。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	情報係・特殊詐欺対策係
利用の目的	知能犯罪に関する情報を警察庁で一元的に管理し、その情報検索等を通じて、知能犯罪の検挙の推進を図ること
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	警察庁及び都道府県警察からの登録
記録される個人情報の経常的提供先	警察庁運用課、各管区警察局（広域調整第一課）及び各都道府県警察本部（方面本部を含む。）の知能犯罪担当課
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第二課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 捜査第二課の執務室 4 保存すべき場所

5 その他

██████████にデータ保存し、
不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除する。

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	情報係・特殊詐欺対策係
利用の目的	知能犯罪に関する情報を警察庁で一元的に管理し、その情報検索等を通じて、知能犯罪の検挙の推進を図ること
記録される項目	1 管理項目（登録番号、登録年月日等）
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	捜査第二課情報係員による集約
記録される個人情報の経常的提供先	警察庁運用課、各管区警察局（広域調整第一課）及び各都道府県警察本部（方面本部を含む。）の知能犯罪担当課
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第二課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 捜査第二課の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 [redacted] にデータ保存し、不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除する。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	特殊詐欺対策係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	警察庁及び都道府県警察からの登録
記録される個人情報の経常的提供先	顔画像照合用資機材による照合業務を行う警察本部運用主管課
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 捜査第二課特殊詐欺対策室に所属する職員

2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置
を講ずること

3 取り扱うことができる場所
捜査第二課特殊詐欺対策室

4 保存すべき場所

5 その他

にデータ保存し、不要となった
ときは、遅滞なく、当該情報を削除する。

乙第32号証の25

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	犯罪捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる個人照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯歴Aファイルの取扱いについて(通達)」(平成26年4月1日 警察庁丙支発第10号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる個人照会業務でアクセス権限を付与された者 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保存すべき場所
	5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10

条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外

6 関係法令等

「犯歴Bファイルの取扱いについて(通達)」(平成26年4月1日 警察庁丙支発第12号)

7 その地

廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる個人照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「捜査関係者ファイルの取扱いについて（通達）」（平成25年9月26日 警察庁丙刑企発第64号）</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の28

名称	
利用に供される事務をつかさどる系の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる個人照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「逮捕被疑者等ファイルの取扱いについて（通達）」 (平成26年4月1日 警察庁丙支発第17号ほか)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称													
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付支援係												
利用の目的	犯罪捜査												
記録される項目	<table border="0"> <tr> <td>1 管理番号</td> <td>7 入所年月日</td> </tr> <tr> <td>2 氏名</td> <td>8 出所(予定)年月日</td> </tr> <tr> <td>3 生年月日</td> <td>9 出所刑事施設</td> </tr> <tr> <td>4 性別</td> <td>10 出所事由</td> </tr> <tr> <td>5 本(国)籍</td> <td>11 提供年月日</td> </tr> <tr> <td>6 罪名</td> <td>12 提供区分</td> </tr> </table>	1 管理番号	7 入所年月日	2 氏名	8 出所(予定)年月日	3 生年月日	9 出所刑事施設	4 性別	10 出所事由	5 本(国)籍	11 提供年月日	6 罪名	12 提供区分
1 管理番号	7 入所年月日												
2 氏名	8 出所(予定)年月日												
3 生年月日	9 出所刑事施設												
4 性別	10 出所事由												
5 本(国)籍	11 提供年月日												
6 罪名	12 提供区分												
本人として記録される個人の範囲	法務省から提供される、「殺人、強盗等の凶悪重大犯罪」及び「これらの犯罪に結びつきやすく、再犯のおそれが高い侵入窃盗、薬物犯罪等」により刑事施設等に入所し、出所した者、または出所予定の受刑者												
記録される個人情報の収集方法	法務省からの提供												
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察												
保有開始の年月日													
保存場所													
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる個人照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「出所情報ファイルの取扱いについて(通達)」(平成27年2月25日 警察庁丙支発第2号、丙生企発第19号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>												

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる車両照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「警察庁情報管理システムによる車両照会業務実施要領の制定について（通達）」（平成26年4月1日 警察庁内支発第7号ほか）</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	
利用に供される事務をつかさどる系の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる車両照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「警察庁情報管理システムによる車両照会業務実施要領の制定について（通達）」（平成26年4月1日 警察庁丙支発第7号ほか）</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる車両照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「警察庁情報管理システムによる車両照会業務実施要領の制定について（通達）」（平成26年4月1日 警察庁丙支発第7号ほか）</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる車両照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「警察庁情報管理システムによる車両照会業務実施要領の制定について（通達）」（平成26年4月1日警察庁</p>

丙支発第7号ほか)

7 その他

廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、
確実に廃棄すること

乙第32号証の34

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる車両照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「警察庁情報管理システムによる車両照会業務実施要領の制定について（通達）」（平成26年4月1日 警察庁丙支発第7号ほか）</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付システム係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる車両照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「警察庁情報管理システムによる車両照会業務実施要領の制定について（通達）」（平成26年4月1日 警察庁丙支発第7号ほか）</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の36

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付手口係
利用の目的	犯罪手口資料取扱規則等の規定により、犯罪捜査その他公共の安全と秩序の維持のために利用
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	殺人、強盗、放火、誘拐、恐喝、窃盗、詐欺及び性的犯罪の手口記録に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察が作成した手口記録のシステムによる登録
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪手口照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪手口資料取扱規則(規則)」 (昭和57年2月18日 国家公安委員会規則第1号) 「犯罪手口資料取扱細則(訓令)」 (平成15年10月31日 警察庁訓令第11号) 「犯罪手口照会ファイルの取り扱いについて(通達)」 (平成26年4月1日 警察庁丙支発第5号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の37

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付手口係
利用の目的	犯罪手口資料取扱規則等の規定により余罪の発見やその他犯罪捜査のために利用
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察が作成した被害記録のシステムによる登録
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪手口照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪手口資料取扱規則(規則)」 (昭和57年2月18日 国家公安委員会規則第1号) 「犯罪手口資料取扱細則(訓令)」 (平成15年10月31日 警察庁訓令第11号) 「犯罪手口照会業務ファイルの取り扱いについて(通達)」 (平成26年4月1日 警察庁丙支発第5号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の38

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	主たる被害者の氏名、被害者の性別、被害者の年齢、被害者の職業、被害者の国籍、被害者の在留資格等
本人として記録される個人の範囲	刑法犯に関する被疑事件に係る被害者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の39

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	主たる被疑者の氏名、主たる被疑者の性別、主たる被疑者の犯行時年齢、主たる被疑者の国籍、主たる被疑者の在留資格等
本人として記録される個人の範囲	刑法犯に関する被疑事件に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の40

名称	
利用に供される事務をつかさどる系の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	被疑者の氏名、被疑者の生年月日、性別、犯行時の年齢、犯行時の居住地、国籍、在留資格、犯行時の職業、職業の特殊形態等
本人として記録される個人の範囲	刑法犯を犯した成人の被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の41

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	少年の氏名、異名、非行時の居住地、生年月日、性別、非行時の年齢、国籍、在留資格、非行時の学識、学識の特殊形態、出生地、本籍、住居、最終(在学)学校、職業関係、職歴、家族関係等
本人として記録される個人の範囲	刑法犯を犯した少年の被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の42

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	主たる被疑者の氏名、主たる被疑者の国籍、主たる被疑者の在留資格等
本人として記録される個人の範囲	特別法犯に関する被疑事件に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の43

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	被疑者の氏名、生年月日、性別、犯行時の年齢、犯行時の職業、犯行時の居住地、国籍、在留資格等
本人として記録される個人の範囲	特別法犯を犯した成人又は少年の被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の44

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	被疑者の氏名等
本人として記録される個人の範囲	薬物事犯、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件、武器等製造法違反事件及び火薬類取締法違反事件の捜査に関し押収した物件に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の45

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	被疑者の氏名、生年月日、性別、犯行時の年齢、犯行時の職業、国籍、在留資格等
本人として記録される個人の範囲	大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律違反の被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

乙第32号証の46

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付統計係
利用の目的	犯罪の性格や動向、警察活動の効率等の分析
記録される項目	被疑者の氏名、処理時の居住地、生年月日、処理時の年齢、性別・通報、引渡しの別、国籍、在留資格、処理時の職業等
本人として記録される個人の範囲	出入国管理及び難民認定法違反の被疑者につき同法第62条第2項の規定により入国審査官若しくは入国警備官に通報又は同法第65条第1項の規定により入国警備官への身柄の引渡しに係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	警察総合捜査情報システムによる都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 関係法令等 「犯罪統計規則」 (昭和40年9月16日 国家公安委員会規則第4号) 「犯罪統計細則」 (昭和46年10月6日 警察庁訓令第16号)</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官身元係
利用の目的	行方不明者や事件・事故に巻き込まれ行方不明となった者と、身元不明死体との照合を行い、身元を確認するなど犯罪捜査に利用する
記録項目	
本人として記録される個人の範囲	行方不明者、届出人及び行方不明者の同伴者、作成者等
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察からの送付
記録される個人情報の経常的提供先	各都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外 6 関係法令等 行方不明者発見活動に関する規則他 7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官写真係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	被疑者写真を撮影した被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官、捜査支援分析管理官、捜査第二課、組織犯罪対策企画課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官、捜査支援分析管理官、捜査第二課、組織犯罪対策企画課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 嘱託受理年、2 作成府県、3 作成番号、4 嘱託受理番号 5 氏名(漢字)、6 氏名(カナ)、7 生年月日、8 性別 9 犯歴番号、10 検挙年月日、11 罪名等、12 手口 13 資料の種類、14 身分区分、15 使用試薬、16 特定DNA型 17 備考
本人として記録される個人の範囲	被疑者DNA型記録に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所 <p style="text-align: center;">■</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 嘱託受理年、2 作成府県、3 作成番号、4 嘱託受理番号 5 被害記録番号、6 発生年月日、7 罪名等、8 手口 9 時効年数10検査年月日、11資料の種類、12採取場所（物） 13事件概要、14使用試薬、15特定DNA型、16備考
本人として記録される個人の範囲	遺留DNA型記録に係る遺留資料を遺留した被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付身元係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 嘱託受理年、2 嘱託受理番号、3 作成警察署、4 作成番号 5 発生年月日、6 罪名等（手口）、7 資料の種類 8 事件概要、9 使用試薬、10 特定DNA型、11 備考
本人として記録される個人の範囲	変死者等DNA型記録が登録されている変死者等（死体を除く。）
記録される個人情報情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官身元係
利用の目的	身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	行方不明者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付身元係
利用の目的	身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び特異行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。
記録される項目	1 嘱託受理年、2 嘱託受理番号、3 受理警察署、4 受理番号 5 続柄、6 受理年月日、7 特異行方不明者氏名（カナ） 8 特異行方不明者氏名（漢字）、9 特異行方不明者性別 10 特異行方不明者生年月日、11 資料提供者氏名（カナ） 12 資料提供者氏名（漢字）、13 資料提供者性別 14 資料提供者生年月日、15 資料の種類、16 使用試薬 17 特定DNA型、18 備考
本人として記録される個人の範囲	特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者又は資料提供者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官足痕跡係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする
記録項目	
本人として記録される個人の範囲	遺留足跡を採取した事件の被害者 遺留足跡を採取した事件の被疑者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送付
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日 5 分類番号、6 登録指種、7 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日 5 分類番号、6 登録指種、7 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	遺留指紋に該当する者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 <p style="text-align: center;">■</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成番号、2 押なつ指紋画像、3 遺留指紋照会番号 4 遺留指紋画像
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者 遺留指紋に該当する者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録項目	
本人として記録される個人の範囲	指掌紋記録を作成された被疑者 遺留指掌紋を登録された事件の被害者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 <p style="text-align: center;">■</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる系の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 部位、3 生年月日、4 性別、5 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	掌紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	遺留掌紋に該当する者
記録される個人情報収集の方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成番号、2 押なつ掌紋画像、3 遺留掌紋照会番号 4 遺留掌紋画像
本人として記録される個人の範囲	掌紋記録を作成された被疑者 遺留掌紋に該当する者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 作成部署、3 作成年、4 作成番号、5 氏名 6 性別、7 生年月日、8 本籍、9 出生地、10 住所 11 採取理由発生年月日、12 処分結果
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察等からの送付
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成部署、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 本籍 6 出生地、7 住所、8 職業、9 自署、10 分類番号、11 国籍 12 押なつ指紋印象
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察等からの送付
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 作成番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別 6 罪名、7 押なつ掌紋印象
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察からの送付
記録される個人情報 の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 出生地、5 作成署 6 作成番号、7 犯歴番号、8 分類番号、9 異名
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された明治及び大正生まれの被疑者
記録される個人情報 の収集方法	都道府県警察から送信された指紋記録に基づいて作成
記録される個人情報 の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

乙第32号証の67

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	組織犯罪対策企画課指定係
利用の目的	暴力団等に係る犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名、性別、生年月日等
本人として記録される個人の範囲	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の運用において登録が必要とされる者
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察が捜査上で得た情報等
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>【平成26年7月7日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称を「暴力団等情報ファイル」から [REDACTED] に変更 ・ 所属を「企画分析課」から「組織犯罪対策企画課」に変更

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	組織犯罪対策企画課分析係
利用の目的	組織犯罪等の検挙の推進
記録される項目	氏名、生年月日等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>【平成26年7月7日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称を「組織犯罪情報ファイル」から [REDACTED] に変更 ・ 所属を「企画分析課」から「組織犯罪対策企画課」に変更

乙第32号証の69

	<ul style="list-style-type: none"> 外国の機関（犯罪による収益の移転防止に関する法律第12条第1項（平成25年4月以降は同法第13条第1項）に基づく外国の機関への提供
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>○ 警察庁における個人情報の管理に関する訓令第11条第2項に規定する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取り扱う権限を有する者 組織犯罪対策企画課長が指定する職員 (2) 電気通信を利用して伝達できる場合における留意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること (3) 取り扱うことができる場所 組織犯罪対策企画課の執務室内 (4) 保存すべき場所

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	分析係
利用の目的	マネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪に係る刑事事件の捜査
記録される項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁関係課 ・ 都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>○ 警察庁における個人情報の管理に関する訓令第 11 条第 2 項に規定する事項</p> <p>(1) 取り扱う権限を有する者 警察庁及び都道府県警察の指定された職員</p> <p>(2) 電気通信を利用して伝達できる場合における留意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>(3) 取り扱うことができる場所 警察庁及び都道府県警察の特定の課の執務室内</p> <p>(4) 保存すべき場所</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	運用係
利用の目的	疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則第4条に基づいて、電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行おうとしている特定事業者等に係る識別符号等を管理するため
記録される項目	1 登録番号(事業者コード) 2 登録年月日 3 業態区分 4 事業者名 5 代表者名 6 部署名 7 役職 8 担当者名 9 郵便番号 10 所在地 11 電話番号 12 メールアドレス 13 認証情報ID 14 パスワード
本人として記録される個人の範囲	疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則第4条に基づいて、電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行おうとしている特定事業者等
記録される個人情報の収集方法	○収集の相手方 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則第4条に基づいて、電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行おうとしている特定事業者等 ○収集の手段 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則第3条に基づく特定事業者からの届出により収集
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	○ 警察庁における個人情報の管理に関する訓令第11条第2項に規定する事項 (1) 取り扱う権限を有する者 組織犯罪対策企画課長が指定する職員 (2) 取り扱うことができる場所 組織犯罪対策企画課の執務室内 (3) 保存すべき場所

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	情報・分析係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	人定に関する情報全般
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、 削除されたことを確認すること</p> <p>※ 平成26年7月8日、 から名称変更 担当： </p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	情報・分析係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	人定に関する情報全般
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝送する場合における注意事項 電気通信を利用して伝送する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、 削除されたことを確認すること</p> <p>※ 平成26年7月8日、 から名称変更 担当： </p>

乙第32号証の74

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	国際捜査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	ICPO手配者の氏名、生年月日、国籍等
本人として記録される個人の範囲	ICPO手配者
記録される個人情報の収集方法	ICPO事務総局から送付される手配書により収集
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、削除されたことを確認すること</p> <p>(2) 平成26年7月8日、「ICPO手配者ファイル (APIS)」から名称変更。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	国際捜査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	ICPO手配者の氏名、生年月日、国籍等
本人として記録される個人の範囲	ICPO手配者
記録される個人情報の収集方法	ICPO事務総局から送付される手配書により収集
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、削除されたことを確認すること</p> <p>(2) 平成26年7月8日、ICPO手配者ファイル（BICS）から名称変更。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際捜査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	ICPO手配者の氏名、生年月日、国籍等
本人として記録される個人の範囲	ICPO手配者
記録される個人情報の収集方法	ICPO事務総局から送付される手配書により収集
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保管すべき場所 <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、削除されたことを確認すること (2) 平成26年7月8日、「ICPO手配者ファイル（個人照会業務）」から名称変更。

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	国際捜査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、 削除されたことを確認すること</p> <p>(2) 平成26年7月8日、 から名称変更。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	事件係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、 削除されたことを確認すること</p> <p>(2) 平成26年7月8日、 から名称変更。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	事件係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、 削除されたことを確認すること</p> <p>(2) 平成26年7月8日、 から名称変更。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	情報・分析係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、 削除されたことを確認すること</p> <p>(2) 平成26年7月8日、 から名称変更。</p>

別記様式

名称	警察庁講習データベース
利用に供される事務をつかさどる係の名称	安全係
利用の目的	自転車運転者講習管理業務の適正かつ円滑な運用を図るために利用する。
記録される項目	1生年月日 2性別 3氏名 4免許証番号 5本籍又は国籍等 6直近の変更前の氏名 7直近の変更前の本籍又は国籍等 8住所 9危険行為番号 10 事件番号 11 発生日時 12 発生場所 13 違反名 14 事故内容 15 命令番号 16 命令をした日 17 命令に係る期間及び期日 18 命令をした公安委員会名 19 受講番号 20 受講をした日又は検挙年月日 21 受講場所又は事件処理署 22 通報番号 23 通報作成日時 24 通報種別
本人として記録される個人の範囲	1危険行為をした者 2受講命令を受けた者 3自転車運転者講習を受講した者 4受講命令違反で検挙された者
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保有場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 警察庁自転車運転者講習管理業務運用責任者が自所属の職員の中から端末操作担当者として指定したもの。</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 交通企画課の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、復元できない方法により確実に廃棄すること。</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること

乙第32号証の93

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、復元できない方法により 確実に消去すること</p>

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	警備犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 公安課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 公安課の執務室 4 保存すべき場所
	<ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、復元できない方法により 確実に消去すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	警備局外事情報部外事課 係
利用の目的	
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	
記録される個人情報の収集方法	
記録される個人情報の経常的提供先	—
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 外事課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 外事課の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、裁断、焼却等の復元できない方法により確実に廃棄すること。 (常用 (無期限))

別記様式1

名称	
利用に供される事務をつかさどる系の名称	
利用の目的	国際テロの未然防止に向けた情報収集・分析の強化
記録される項目	氏名等
本人として記録される個人の範囲	国際テロの未然防止に向けた情報収集・分析の強化に資する範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告 関係機関との情報交換
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察、関係機関
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 国際テロリズム対策課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 なし（取扱なし） 3 取り扱うことができる場所 国際テロリズム対策課の執務室 4 保存すべき場所 <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、データの消去等の復元できない方法により確実に廃棄すること。